

年金制度について

一六五六字

今回の改正法案は、二十一世紀を控え、本格的な高齢化社会を迎えようとしているまさにその転換期において、今後の年金制度がいかにあるべきかを真剣に考えた上で提案されたものであるというぐあいに認識をいたしております。

国民の皆様の間からは、本当に年金はもらえるのか、年金制度の将来は大丈夫かといった、老後に対する心配や不安の声が少なくありません。老後の収入の全額を年金に頼っている方が高齢者世帯全体の約六割を占めるなど、今や年金は高齢者の所得保障の中心として欠くことのできない重要な役割を担っております。年金制度に対しては、国民の皆様の老後を支える屋台骨として、今後も長期的に安定した年金給付を行うことは大きく期待されていると考えております。

その一方で、特に若年世代からは、少子・高齢化が進行する中で、自分たちは将来の負担にたえられるのかといった不安の声が聞こえてきます。御存じのとおり、二十一世紀に向けてさらに少子・高齢化が進展する中、現在の制度を放置した場合には、厚生年金の保険料率は最終的には現在の約二倍に当たる三四・五%に上昇するものと予想されております。こうした負担に将来世代はたえられるのか、これが不安のもととなっているわけであります。

逆に、負担の抑制のみを考えて、厚生年金の保険料率を今後ずっと

と現在の水準に固定することとした場合には、今度は給付水準は現行の六割程度にとどめなければなくなると試算されていきます。

年金制度は、基本的には、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支える世代間の助け合いの考え方方で運営されています。したがって、改正に際しては、保険料を負担する現役世代と年金給付を受ける高齢者世代のいずれか一方に偏ったやり方ではなく、双方が納得でき、国民的な理解を得られるものとするのが不可欠であります。

全国民共通の財産であるこの年金制度を、将来にわたり持続可能なものとするために必要な改革の具体的な内容について、国民的な理解を得ていくために、複数の選択肢を示した上で、国民に開かれた議論を積み重ねることが不可欠と考えます。

今回の改正案は、平成六年の前回改正の努力と実績を踏まえ、その延長線上のものとして結実した結果であり、きのうきょう突然出てきたものではありません。長い期間にわたる議論を経て今日に至っているものであります。

政府は、今回の改正案を取りまとめる過程で、国民に対する情報公開や幅広い視点を踏まえた検討をどのように進めてきたのか、まずこの点をお伺いいたします。

矢野政府参考人 お答え申し上げます。

公的年金といえますのは、加入員が七千万人いらっしゃいます、それから受給者が二千六百万人、つまり、国民一人一人に直結する問題でございます。したがって、年金をどうすべきかという問題につきましても国民的な議論と合意形成が不可欠である、こう考えて

おるわけでございます。

今回の制度改正、これは五年に一度の財政再計算ということで三年前に始めたわけでございますけれども、徹底した議論をしていたといたことで、年金審では延べ三十四回にわたりまして議論をしていただいたわけです。そして、今回、改正に当たっては、情報公開を徹底したいということでございまして、審議会に膨大な資料を提出しました。それから、審議会の議事録、こういったものは情報公開をしたわけでございます。議事録などはインターネットでも見られるようにしたといたことでございます。

それから、年金をどうするか、これは究極的には国民の選択の問題でございます。したがって、国民的な議論と選択に資するようにということ、私どもとしては、平成九年の十二月に五つの選択肢というものを出したわけでございます。こういったものをもとに議論をしていただいたわけでございます。

それから、年金について情報公開が不十分だ、こういう御指摘が前からあるわけございまして、こういった声にこたえるために、平成十年から年金白書を発行することにいたしました。今回で二回目の年金白書でございます。

調査の徹底ということも考えたわけございまして、平成十年三月には年金改革に関する有識者調査、これは二千人を対象に実施いたしました。それから、若い人の声も聞く必要があるということで学生調査もやりました。これは十七校、三千三百人を対象に調査いたしました。それから総理府では、公的年金制度に関する世論調査

も実施していただきました。

こういった調査結果、それから、手紙とかはがきとかインターネット、こういったものを通じて寄せられた国民からのいろいろな声も参考にいたして今回のような制度改正を取りまとめていったということでございます。

衛藤委員 平成六年の前回の改正案のときに、自民党政権のもと、私どもは、今のような情報公開を初め徹底した議論をということで、五年間、政府・与党はそういう努力を続けてきたというぐあいに私は思っています。そういう意味では、いまだかつてないぐらいその努力を続けてきた結果ではなからうかというように、私も同様に考えている次第でございます。

さて、次の質問に入りますが、少子・高齢化の進展など年金制度を取り巻く環境が大変厳しくなる中で、現役世代、高齢者世代の年金に対する不安を解消するためには、将来の若者にも無理のない負担と高齢者の安心した生活を支える確実な給付というこの二つを今回の改正で約束し、年金制度を長期的に安定した信頼できるものにするのが重要ではないかというぐあいに考えます。この改正法案は、年金制度に対する不安を解消するとともに、制度に対する国民の皆様の期待にこたえたものとなっていると私は確信いたしておりますが、大臣のお考えをお伺いいたします。

丹羽国務大臣 まず、衛藤委員からお話ございましたように、国民の間では老後に対する漠然とした不安があるのではないかと、中でも最大の関心は、特に若年世代の間で、自分たちが将来、年金を

もらえないのではないか、こういったような不安が一部にあるという
ことも紛れもない事実ではないか、こう思っておるような次第で
ございます。

今回の改正におきましては、国民の老後を支える年金制度につき
ましては、将来にわたって安心して信頼できるものにしていかなけ
ればならない、これがまず大前提でございます。このため、将来世
代の過重な負担を防ぐとともに、確実な給付というものを約束する
という考え方に立ちまして今回の改正案を提出したわけございま
す。

具体的には、高齢化のピーク時におきましても保険料を年収の二
割程度にする、それから、無理のない負担に抑えるということ、す
なわち厚生年金の給付水準の見直しを図ることなどによって、将来
の少子・高齢化の進展や経済の低成長を踏まえながらも、将来世代
の過重な負担を防ぐとともに現役世代の手取り年収のおおむね六割
程度を